

# 令和4年度 第9回江北町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年12月5日(月) 13時30分から14時00分

2. 場 所 江北町公民館 講座室

3. 出席委員 (13人)

会 長	大串 俊實	副 会 長	江頭 幸典
1 番 委 員	相原 里美	2 番 委 員	小林 茂
3 番 委 員	岸川 満子	4 番 委 員	武富 直樹
5 番 委 員	大串 勲	6 番 委 員	百武 正博
7 番 委 員	中島 吉信	8 番 委 員	岸川 正基
9 番 委 員	百崎 浩一郎	10 番 委 員	千住 蔵男
11 番 委 員	山中 康一		

4. 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について (7件)

第3 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について (2件)

第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (1件)

第5 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について (1件)

第6 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の意見決定について (4件)

第7 議案第4号 江北町農業振興地域整備計画の変更(照会)について

5. 農業委員会事務局職員

局 長	武富 元
次 長	宮本 大樹
係 長	金原 広和
主 事	原田 健太郎

## 6. 会議の概要

- 係 長 只今から令和4年度第9回総会を開会いたします。
- 総会を始めますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、短時間での議案審議をお願いいたします。
- 係 長 本日の出席委員13名中13名で、農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定されている過半数の出席により総会は成立しております。
- それでは、江北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長にお願いします。
- 議 長 これより議事に入ります。
- まず、日程第1の議事録署名委員、及び会議書記の指名を行います。
- 議 長 江北町農業委員会会議規則第10条第3項の規定に関する議事録署名人ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
- (異議なし)
- 議 長 それでは、2番委員、3番委員をお願いいたします。
- なお、本日の会議書記には江北町農業委員会事務局主査を指名いたします。
- 議 長 それでは、日程第2、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」ですが、事前にお知らせしたとおり、新型コロナウイルス感染症対策のため報告内容について、事務局の朗読を時間短縮のために省略いたします。
- 議 長 それでは、報告第1号について質問等ある方は挙手をお願いします。
- (質問、意見なし)
- 議 長 それでは、日程第3、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」ですが、事前にお知らせしたとおり、報告内容について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、報告第2号1番をご覧ください。  
転用目的は耕作を行うために農業用倉庫及び農機具置場にしたいとの事です。地目は田、面積は、190平方メートルです。他の内容は記載のとおりでございます。この案件は、耕作の事業を行うものが、自己の農地の保全もしくは利用増進のための必要不可欠な施設に供する場合で、その転用する面積が2a未満の転用ですので報告となります。  
また、添付書類も含め、完備しておりましたので書類を受理しております。

つづきまして、報告第2号2番をご覧ください。  
転用目的は農機具置場も手狭になってきたため農業用施設造成をしたいとのことです。地目は田、面積は、182平方メートルです。他の内容は記載のとおりでございます。この案件は、耕作の事業を行うものが、自己の農地の保全もしくは利用増進のための必要不可欠な施設に供する場合で、その転用する面積が2a未満の転用ですので報告となります。  
また、添付書類も含め、完備しておりましたので書類を受理しております。

以上で、報告を並びに説明を終わります。

議 長

次に、地区担当委員から補足説明をお願いします。  
受付番号1番について、私（会長）。受付番号2番について、副会長にお願いします。

会長

隣接農地は申請者であるため影響はなく問題ありません。

副会長

周辺農地に影響はなく問題ありません。

議 長

ありがとうございました。それでは、報告第2号について質問等ある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

つづきまして、日程第4、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について」を、議題に供します。

事務局より件数を報告して下さい。

事務局

今月は生前贈与の1議案となっております。議案の朗読は、時間短縮のため省略させていただきます。

議案第1号は、議案書にもありますとおり、すべての農地を有効利用すること、機械・労働力・技術、周辺地域との関係などをみても問題なく、また、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。  
以上です。

議 長 次に、地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議案第1号を、5番委員お願いいたします。

5番委員 議案第1号は、生前贈与です。麦の播種の準備されており問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの議案内容、及び地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決をいたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(異議なし)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 つづきまして、日程第5、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見ついて」を、議題に供します。今月の議案は1件となります。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案第2号の議案書をご覧ください。

転用目的は事務所、農機具駐機場、玉葱集積場、育苗場で、地目は田、面積は、364平方メートルです。

当該農地は筑後川下流白石平野土地改良事業の施工に係る区域内の農地であることから第1種農地と判断しました。

許可基準としまして、農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設と判断できます。

転用理由は農機具駐機場が手狭で、農作業を行う場所を確保したいためです。

資金計画はすべて自己資金で賄う計画となっております。最後に他法令は申請済で、生産組合長他関係者同意済です。

説明は以上となります。

議 長 ありがとうございます。

つづきまして、補足説明を地区担当委員の11番委員お願いいたします。

11番委員 この申請地は歪な形であり農作業効率も悪い農地でありました。また、農業の規模拡大をされているため農機具置場が手狭になってきていました。今回の転用は問題もなく周辺農地の影響もないです。

議 長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員及び、事務局の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

副会長

全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり許可相当とし、県知事に意見書を送付します。

議 長

つづきまして、日程第6、議案第3号の農業経営基盤強化促進法に基づく「江北町農用地利用集積計画の意見決定について」を、議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、第3号の議案書をご覧ください

江北町長より令和4年12月5日付けで農用地利用集積計画の意見決定を求められています。第3号議案、受付は4件で11,432平方メートルです。  
他の議案と同様に、議案の詳細の朗読を省略させていただきます。

議 長

尚、受付番号3番と4番は、11月総会の議案第5号受付番号1番の農地売買に伴う所有権移転ですので、地区担当委員からの結果並びに補足説明は受付番号2番までといたします。

それでは、受付番号1番を、副会長。受付番号2番を、6番委員をお願いいたします。

副会長

受付番号1番について、購入地の両端を耕作を行っており、畔を外して作業効率を良くしたいとの事です。特に管理については問題ありません。

6番委員

受付番号2番について、小学校の農業学習体験用の農地として以前から耕作されています。そのため、管理は十分にされており問題ありません。

議 長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの議案内容、地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

それでは採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定することとし、江北町長に意見書を送付いたします。

議 長

つづきまして、日程第7、議案第4号、江北町農業振興地域整備計画の変更にかかる照会を、議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

それでは、第4号の議案書をご覧ください。  
江北町長より令和4年11月22日付けで江北町農業振興地域整備計画について意見を求められています。  
農業用振興地域から編入する土地で今回1件あります。  
申請地は大字惣領分字一本谷2740番で面積は、1,288平方メートル、農地区分については第1種農地です。  
今回の編入理由は、将来にわたって圃場を耕作し農道・水路を保全していくためです。  
農用地区域要件については、内容のとおり条件を満たしております。他の議案同様に、詳細な議案の朗読は省略させていただきます。以上です。

議 長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。  
ただいまの事務局の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

それでは採決いたします。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定することとし、江北町長に意見書を送付いたします。

議 長

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

(意見無し)

議 長

よろしいでしょうか、それでは以上をもちまして、江北町農業委員会第9回総会を閉会いたします。

14:00閉会

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第27条の規定に基づく議事の顛末を記録し、記載のとおりであることを認め、ここに署名する。

江北町農業委員会

会 長

-----

(議事録署名人)

2番委員

-----

3番委員

-----

( 会 議 書 記 )

事務局職員

-----